

審議会等会議録

審議会等の名称	第 2 回山口市住居表示審議会（小郡下郷地区）
開催日時	令和 6 年 4 月 2 4 日（水曜日） 1 5 : 0 0 ~ 1 5 : 3 0
開催場所	小郡地域交流センター 2 階 第二研修室
公開・部分公開の区分	公開
出席者	國安克行、藤田康雄、吉武直樹、山本俊夫、上田充、石井寛、清水政人、丸田隆時、前田哲男（委員 9 名）（敬称略） 小郡総合支所長 山根賢司、地域生活部長 藤井英樹（幹事 2 名）
欠席者	野村聡美（委員 1 名）（敬称略）
事務局	山本生活安全課長、立石副参事、白松副主幹（3 名）
議題	1 議事 （1） 住居表示の実施区域 （2） 町の区域及び名称
内容	〈会長〉 ー挨拶ー それでは審議に入ります前に、まず、この審議の公開・非公開について、お諮りします。原則公開ということでよろしいでしょうか。 〈委員〉 異議なし 〈会長〉 次に、議事録についてでございますが、審議内容を広く公開していくため、山口市のホームページへ発言者の実名を伏せた上で、公開したいと思います。よろしいでしょうか。 〈委員〉 異議なし 〈会長〉 それでは、議事録署名人 2 名を私から指名させていただきます。 関係地区住民の代表として、山本様、関係行政機関の職員として清水様を指名させていただきます。よろしいでしょうか。 〈委員〉 異議なし 〈会長〉 それでは、審議に入りますが、諮問内容につきましては、お手元の資料の次第の「1 議事」に記載しております 2 点でございます。 まず、（1）住居表示の実施区域について事務局より説明をお願いします。

〈事務局〉

前回と同様の説明になりますが、新しく委員になられた方、前回欠席の委員の方もいらっしゃいましたので、説明をさせていただきます。

お手元の資料1を御覧ください。赤囲みの部分が今回の実施区域の範囲となります。ほぼ、東津総区のエリアとなりますが、西側をJR山口線の線路で区切り、東は榎野川沿いに走る「県道新山口停車場柳井田線」、北側は「厳島神社北側の道路」、南は「県道江崎陶線」、通称「昭和通り」、それより南に少し実施区域が広がりますが、県道と市道に囲まれた部分も併せて実施区域としております。面積は約30ha、世帯数は約600世帯、人口約1,200人となります。

資料4の1ページ下段から2ページ上段を御覧ください。住居表示に関する法律第5条第1項により、区域を合理的なものにすることが義務付けられています。合理的なものにするためには、河川、道路、鉄道等の明確で恒久的な施設によって区画しなければなりません。なぜ明確で恒久的な施設によって区画をしなければならないかという、将来的に2つの町にまたがって建物が建つことがないようにするためです。

このことから、地理的要因を考慮し、西側については、JR山口線の線路で実施区域を分けておりますので、大正上区、新丁区におかれましては2段階、大正中区におかれましては3段階目となりますが、御了承ください。また、北側は厳島神社北側の道路で分けておりますので、東津中区におかれましては、2段階の実施となることについて、御了承ください。事務局からは以上です。

〈会長〉

事務局から説明がありましたが、何か御質問や御意見はありませんか。

〈委員〉

質疑なし

〈会長〉

御意見がないようでしたら(1)の住居表示の実施区域については、資料1のとおりということになりますが、いかがでしょうか。

〈委員〉

異議なし

〈会長〉

それでは、資料1を実施区域として決定いたします。

続いて、(2)町の区域及び名称について、事務局より説明をお願いします。

〈事務局〉

それでは、説明をさせていただきます。

町の区域及び名称につきましては、これまで自治会連合会長様、各自治会長様、市関係部局において、協議・検討してきました結果、資料2を町割の案としております。資料2を御覧ください。

東津橋から小郡総合支所へ抜ける市道を境に、北側を「小郡東津二丁目」、南

側を「小郡東津一丁目」、県道江崎陶線、通称昭和通りより南側を「小郡昭和町」としております。「小郡東津一丁目、二丁目」については、ほぼ東津総区のエリアとなりますことから、従来の名称を尊重し、歴史上由緒あるもの、親しみの深いものとしてこの町名を案としております。

また、「小郡昭和町」については、小郡地域におかれまして、明治から令和まで5元号の地名が並ぶ町として、パンフレット等も作成されておりますが、昭和を冠する町名は存在しないため、自治会連合会、地域づくり協議会から「昭和町」の新設について要望もありましたことから、通称昭和通りから南側を「小郡昭和町」という案にしております。

続いて、資料3を御覧ください。これは、自治会名入り表示板のイメージ例でございます。前回説明させていただいたとおり、住所が小郡東津一丁目となり、自治会も東津になるのではと錯覚を起しやすいことはあると思われます。将来、住居表示の経緯を知らない住民は、もしかすると、住所は東津なのに、自治会は大正上なのかと考える方が出てくるかもしれません。

2年目エリアでも、同様のケースがあり、明治の自治会の人が大正の住所になったり、その逆で大正の自治会の人で明治の住所になるということがありました。そのように、紛らわしいケースにおいては、自治会名称の表示板を希望される方には差し上げる措置をした例もございますので、大正上だけではなく、大正中、新丁においても御検討ください。

因みに上下で色味を変えておりますが、上が2年目エリアで使用した色味で、下がより目立たせるために、黄色の表示板に黒文字のものを案として掲載しております。今までと同じで良いということになれば、上を。より目立つものが良ければ、下を使用するということになります。これは個人ごとに希望を聞いてというものではなく、今回の実施区域については統一したいと考えておりますので、実施日が近づきましたら、自治会での御意見を伺い、どちらかの色に決定したいと考えております。それと、自治会名入りの表示板をより目立つように2年目エリアで使用したものより幅を1センチ広くしております。事務局からは、以上です。

〈会長〉

事務局から説明がありましたが、何か御質問はありますか。

〈委員〉

東津も上、中、下と自治会が分かれていますのですが、これについても東津上、中、下の自治会名入り表示板を設置するのですか。

〈事務局〉

東津上、中、下の方については、自治会名入りの表示板の設置について事務局としては考えておりません。

〈会長〉

今の説明でよろしいでしょうか。

〈委員〉

異議なし

〈会長〉

一つ確認ですけど、北側が東津一丁目になって、一丁目と二丁目が逆になっても問題はないですか。

〈事務局〉

特に問題はないかと思いますが、一応、小郡総合支所に近い方から一丁目としておりますので、どちらかというとな側が近いとして南側を一丁目としております。

〈会長〉

分かりました。

他に御意見はございますか。

他に御意見がないようでしたら（２）の町の区域及び名称については、資料２のとおりということになります、いかがでしょうか。

〈委員〉

異議なし

〈会長〉

それでは、資料２を町の区域及び名称として決定いたします。

本日、議事（１）の住居表示の実施区域につきましては、資料１のとおり、議事（２）の町の区域及び名称につきましては、資料２のとおりとすることとなりました。

今後については、決定いたしました内容を答申案としてまとめさせていただきます。

答申案は事務局を通して委員の皆様にご報告させていただきますので、修正等の御意見がございましたら、連絡いただきたいと思います。

なお、答申の取りまとめにつきましては、会長一任という形でよろしいでしょうか。

〈委員〉

異議なし

〈会長〉

それでは、今後の予定について、事務局から説明をお願いいたします。

〈事務局〉

資料５の実施までの流れを御覧ください。

２今後の予定でございます。

住居表示審議会の答申を受けまして、６月議会において、実施区域、実施方法について議会提案を行い、承認をいただく予定としております。その後、住居表示整備業務委託につきまして業者へ発注をいたします。その後、関係事業所・法人等へ早めの周知のため情報提供を行います。その後住居表示実施につ

	いての、３０日間の公示を行った後、１２月議会では、「字の区域の変更及び町の区域の新設」につきまして、議会への提案を行います。 議決後は、１月に住居表示実施後の手続き等についての法人説明会及び住民説明会を実施する予定としております。 住民説明会では、実際に住居表示が実施された後に、必要な手続きについての御説明をさせていただくと共に、住所表記が変更になったことをお知らせするための無料のハガキの配布や住所変更の手続きに必要となります住居表示変更証明書などの事前受付の話をさせていただきたいと考えております。こちらは重要な住民説明会でございますので、１人でも多くの方に御出席を賜りたいと思います。 その後、街区表示板及び町名表示板等の貼り付けを行うこととなります。実施日は、令和７年２月中旬を予定しております。 なお、今回の会議録につきましては、完成次第、議事録署名人のお二方に御確認いただき、御署名をいただいた後に委員の皆様へ送付いたします。 自治会長の皆様におかれましては、今回の審議会の内容につきまして、事務局でまとめますので、各自治会内で回覧などにより周知していただきますようお願い申し上げます。 また、今後、自治会住民の皆様から御意見等出ました場合は、生活安全課へおつなぎいただきますようお願いいたします。 それと、大正上区の住民の方からは、説明会でもたくさんの御意見をいただいております、お気持ちは十分に理解しております。 また、様々な御意見がある中で、委員、それから現在の自治会長さんから大正上区の住民一人一人に住居表示実施の意義等を御説明いただき、住民一人一人が納得できるまで話をさせていただいたことに大変感謝しております。ありがとうございます。 第１回住居表示審議会でも申し上げましたが、住居表示を実施することは、公共の福祉の増進に資することにつながっており、住民の利便性があがるものと考えておりますので、よろしく願いいたします。事務局からは以上です。 〈会長〉 それでは、住居表示審議会は、本日の審議会をもって一応の終了とさせていただきます。再度の協議が必要であると判断した場合は改めて審議会を開催させていただきますので、そのときは御連絡させていただきます。 委員の皆様、大変お疲れ様でした。 ー本日の審議会の終了を宣言し、会議終了ー
会議資料	１ 次第 ２ 山口市住居表示審議会委員名簿 ３ 配席図 ４ 諮問書（写し）

	5 資料1 住居表示実施区域（案） 6 資料2 町割図（案） 7 資料3 自治会名入り表示板（イメージ例） 8 資料4 住居表示に関する法律 9 資料5 実施までの流れ
問い合わせ先	地域生活部生活安全課 TEL 083-934-2986